

中 谷 義 和

——民族主義的国民国家の原理——

ジョン・W・バージエスの政治論

(一) 歴史学と政治学

第一次世界大戦頃までのアメリカ政治学は、総じて、ドイツの観念的國家論の影響を脱していなかったと言えよう。F・リーバー (Francis Lieber, 1800-72) に緒をえ、Th・ウルズィ (Theodore Dwight Woolsey, 1801-89) に継承された國家論型アメリカ政治学は、バージエス (John William Burgess, 1844-1931) に至って、ヘーゲルの歴史觀とブルンチユリの有機的國家論の論調を強く帯びるに至る。⁽¹⁾ こうしたバージエスの政治論は、アメリカ政治学の知的文脈に即してみると、リーバー以来の「國家」論型政治学の潮流に位置し、個人史的にはドイツ型的訓練に負うものである。また、歴史的背景に即してみると、アメリカ社会が南北戦争後の連邦國家の再建の課題にのみならず、世紀末の社会的「アキユート・アノミー」状況の克服の必要にも迫られていただけに、さらには、世界が第一次世界大戦へと向かう変動期にあたっていただけに、ヘーゲルの歴史哲学を基礎に「民族主義的国民國家」觀に訴えてアメリカの国内統一を期すと共に、チュートン民族の「使命」をもって世界の将来を展望せんとする志向に発するものでもあった。⁽²⁾

確かに、一九世紀末に至って「論理・抽象・演繹・数学・機械学は社会研究になじみ得ず、社会生活の豊かで、動態的潮流を包括し得ない」とする視点から、いわゆる社会諸科学における「形式主義に対する反乱 (revolt against formalism)」が起り、政治学もこの方向を強くしている⁽⁶⁾。この点は、「アメリカ政治学会」の初代会長 F. J. ブリッドナウ (Frank Johnson Goodnow, 1859-1939) が、会長講演において「政治学は国家と呼ばれる組織を対象とする科学である」としつつも「国家の動態 (state in action)」に政党などの法律外の「実践的・実体的問題」をも含め、その分析の必要を指摘している点にも窺われる。この動向は、ウイムン (Woodrow Wilson, 1856-1924)・ローウェル (Lawrence A. Lowell, 1856-1943)・ベンチュラー (Arthur F. Bentley, 1870-1957) の議会内委員会・政党・利益集団の研究に認められるところであり、既に、国家論的・法的・制度論的アプローチから政治の現実的動態分析への脱却が試みられている⁽⁶⁾。この方向は、やがて、哲学のデューイ (John Dewey, 1859-1952)・経済学のウェブレン (Thorstein B. Veblen, 1857-1929)・政治学の C. A. ヴァーデ (Charles Austin Beard, 1874-1948)・歴史学の J. H. ロビンソン (James Harvey Robinson, 1863-1936) に至って、道具主義的・経験論的・実証主義的分析方向を強くする点になる⁽⁶⁾。

したがって、一九世紀末に至って、既にアメリカ政治学の「アメリカ化」ないしドイツ型政治学からの相対的自律化が起こっていたことになる。だが、アメリカ政治学は、なお、歴史学的・国家論的政治学を脱していたわけではない。この点で、パージエスの政治学は、学史的には草創期から形成期の過渡期に位置するだけに、また歴史的にはアメリカ社会と世界の構造的変動期における政治学的営為であるだけに、この局面における歴史学的・国家論的政治学の内実を明らかにする、ひとつの重要な位置にある。

一八九六年二月三〇日の「アメリカ歴史学会 (American Historical Association)」の講演において、パージエス

+

は、時間と因果の観念だけでは歴史の範疇は成立し得ないとして、継起的事象に占める「増殖」の契機を重視し、これを「自己発展 (self-progression)」の範疇に括じ、同じ「歴史」の意義を認めている。パージエスが歴史の自己展開の起動力と駆動力に指定しているのは「精神 (geist, spirit)」の契機である。この「歴史」理解において、「歴史的事象は人間精神の創造物」であり、「人間精神の諸理念の漸次的現実化」であると (AHR 2, p. 403) また、政治の制度と形態は政治原理を媒介とした「精神」の顕現形態であると位置付けられることになる。このパージエスの「歴史」観はヘーゲルの『歴史哲学』を想起せざるを得ないものであるが、この視点において「政治学」の特徴を次のように規定している。

政治学 (political science) は事実こそ、また事実から論理的に導かれた結論に止まらないものを含んでいる。哲学的思弁という要素を含んでおり、それが真実で正しい場合には、歴史の先触れとなる。政治的事実と結論とが触れ合いつつ、この理性に訴えて、いまだ実現されていない政治理念の覚醒を呼び起こす。この理念は、提議 (propositions) の形態と結び付けられて、政治学の原理に、政治信条の体系に、さらには法や制度に結実することになる⁽⁶⁾。

かくして、「哲学的思弁」に政治学に固有の歴史的役割を指定し、これを媒介とした「政治理念」の増殖的自己展開に政治の歴史的「現在」が求められることになる。「政治学 (political science)」の現代的課題は「主権論・自由論・政府論」の構築にあるとの、また「憲法 (constitutional law)」は「政治学の教義の客観的実現」にほかならないとの理解が導かれているのは、こうしたパージエスの歴史観に発している点である (AHR 2, pp. 405-06) したがって、「哲学的思弁」が正しく機能するためには、また「哲学的思弁」をもって歴史的「現在」の「行方を照らさず、人々の究極的目的へと経験を方向づける」ためには、政治学は不断に歴史に引照される必要があるとする。この視点において、パージエスは、この講演を次のように結んでいる。

政治学であれ歴史学であれ、それが正しく理解されるためには、政治学は歴史的に、また歴史学は政治的に研究されなければならない。両者を分離すると、死んだも同然とは言われないまでも、不満足なものと、鬼火にすぎないものとならざるを得ない。⁽⁹⁾

歴史が「人間精神の諸理念の漸次的現実化」であると、また「歴史的事実」が諸理念の歴史的「増殖」過程であると考えられている限り、政治学の課題は「哲学的思弁」の歴史と政治的事象の歴史的「現在」を確認し、「哲学的思弁」ないし「政治的理性」をもって将来を展望すべきことになる。こうして、歴史のなかに目的論的方向を、換言すれば、歴史のなかに理性の展開法則を発見しようとする歴史学的政治観がバージエスの政治学の基礎に位置している。この歴史観こそが、次にみるように、「国家」とは「歴史を媒介とした人間理性の漸次的顕在化の所産」であるとする信念に基礎されて、自由主義的「国民国家」をもって現代「国家」の歴史的顕現様式であるとの理解に、さらにはその展開が「明白な定め」(Manifesto Destiny)であり、その担い手はチュートン民族に求められるとする論理と心理に連なってくるのである。⁽¹⁰⁾ バージエスの歴史学的政治学がこのような構成にあるからこそ、政府機構を含む政治現象への法学的・制度論的アプローチも歴史的・理念的傾向の強い特徴を帯び、比較政治史的検討に傾かざるを得ないのである。

- (1) リーバーとウルズイの政治論については次を参照のこと。中谷義和「草創期のアメリカ政治学——F・リーバーの政治論」、『立命館法学』一九九六年第一号) 同「T・ウルズイの政治論」、『立命館法学』一九九九年第四号)。また、バージエスの略伝については、同「ジョン・W・バージエス小伝」(立命館大学『政策科学』第八卷三期)を参照のこと。
- (2) Jürgen Herbst, *The German Historical School in American Scholarship: A Study in the Transfer of Culture* Kennikat Press, 1965, p. 66. バージエスに与えたヘーゲル歴史観の影響については次を参照のこと。Bert James Loewenberg, "John William Burgess, The Scientific Method and the Hegelian Philosophy of History," *The Mississippi Valley Historical Review* 42, no. 1, June 1955, pp. 490-509.

+

- (3) Morton S. White, *Social Thought in America: The Revolt Against Formalism*, Viking Press, 1947, Beacon Paperback Edition, 1957, p. 11. ホロウエーザ「形而上主義なところ」(抽象主義 (abstractionism))、ワグネルの攻撃は「この英語主義的論議や、その『歴史主義 (historicism)』、文化代的有機体主義 (cultural organicism)』を批判し、その代り、文化代的有機体主義 (p. 12)』
- (4) Frank J. Goodnow, "The Work of the American Political Science Association: Presidential Address," *Proceedings of the American Political Science Association*, Wickersham Press, 1905, pp. 35-46.
- (5) Thomas I. Cook and Arnaud B. Leavelle, "German Idealism and American Theories of the Democratic Community," *The Journal of Politics* 5, Aug. 1943, no. 3, pp. 213, 236. なお、米独両国の政治理念と政治体制の比較をめぐって、フロムムの政治哲学からの脱却を試みたのは、第一次大戦中に公開されたウェローウー (Westal W. Willoughby, 1897-1945) の次の著書である。 *Prussian Political Philosophy: Its Principles and Implications*, D. Appleton and Company, 1918.
- (6) Sylvia D. Fries, "Staatslehre and the New American Science of Politics," *Journal of the History of Ideas* 34, July-September, 1973, pp. 391-404; John G. Gunnell, "The Declination of the 'State' and the Origins of American Pluralism," James Farr, John S. Dryzek and Stephen T. Leonard (eds.), *Political Science in History: Research Programs and Political Traditions*, Cambridge University Press, 1995, pp. 19-40.
- (7) John W. Burgess, "Political Science and History," *The American Historical Review* 2, 1897, pp. 401-08 (以下、 *AHR* 2, 1897 年論文) 及び「アメリカ歴史学論」及び H・B・マダムス (Herbert B. Adams, 1850-1901) 及び J・D・ホロウエー (Andrew Dickson White, 1832-1918) 及び心算一八八四年に創設されたホロウエーが初代会長であったこと。
- (8) *AHR* 2, 1897, pp. 407-08.
- (9) *Ibid.*, p. 408. 上記の歴史学的政治学は、直接的には、ドイツ語学中に教えを受けたドイツ史家のヨハン・マン (Johann Gustav Droysen, 1808-84) に負っている。上記のホロウエーは「政治学は現在の歴史であり、歴史とは過去の政治である——少なくとも、歴史が国家の領域にかかわる限り」と教えたとなれているからである。また、バージエスと同様にフロムムセンの教えを受けた H・B・マダムスは「歴史は過去の政治であり、政治は現在の歴史である」という論議が、ヒュンズ・ホフキンス大学の自由主義の教学理念として、また、少なからず、当初同大学の歴史・政治学叢書の中心的理念に据えられたとされる (Jürgen Herbst *op. cit.*, 1965, pp. 111-13)。
- (10) バージエスにおけるチュートン民族の特定は一定していないが、『政治学と比較憲法』においては、チュートン民族として「イギリス人、フランス人、ロンバルド人、スカンディナヴィア人、ドイツ人、北アメリカ人を想定し、彼らをもって『偉大な近代国家の建設者』であると

+

+

+

位置付けたと述べている。次のパーシエスの自叙伝を参照。 *Reminiscences of an American Scholar: The Beginnings of Columbia University* (以下、*Reminiscences* と略記) Columbia University Press, 1934; reprinted 1966, AMS Press Inc., 1966, pp. 254, 397.

（二）国民・国家・政府の概念

〈国民〉『政治学と比較憲法』（全二巻）は「コロンビア大学の『政治学クォーター』などへの寄稿論文の体系化であり、『比較の方法』を『政治学と法学』に適用せんとするものである」としている（*PSOCL*, I, p. vi）⁽¹⁾。この書はパーシエス政治学の代表的著作に位置づけ、「政治学（political science）」や「比較憲法（comparative constitutional law）」の二部編成にあり、第一部では「国民」・「国家」・「英米独仏の憲法編成」について、第二部では「憲法における国家組織」・「個人的自由」（以上、第一巻）、「政府の構成」（第二巻）について論じられている。また、第一巻の副題が「主権と自由（sovereignty and liberty）」とされているようにも窺われるように、第一巻では国民・国家・主権・自由の概念など政治学の基礎理論が扱われ、第二巻では英米独仏の政府（government）の憲法的・機能的構成の、いわば政治原理の具体的な適応形態の比較政治史研究にあてられている。この点で、本書の編成とブルンチヨリ（Johann Kasper Bluntschli, 1808-81）の国家学的・国法学的マントローチとの対応性については既に指摘されてきたようにである⁽²⁾。

『政治学と比較憲法』は「国民（nation）」の概念から出発している。「国民」とは「民族的な概念」であって「民族的統一体であり、ひとつの地理的統一体である領地に居住している人々（population）にほかならぬ」と、また「民族的統一体」とは「言語・文芸（literature）、伝統と歴史、慣習と理非の意識を共有する住民である」と規定している（*PSOCL*, I, pp. 1-2; *Reminiscences*, pp. 250-51）⁽³⁾。この規定からある「国民」とは一定の地域性と

+

文化的・規範的共通性を歴史的に共有する民族的統一体とされていることになる。したがって、「人種（race）」という血縁的要素は民族的統一体の強力な契機とはなり得ても、その不可欠の構成要素とは見なされていない⁽⁴⁾（*PSOCL*, I, p. 2）⁽⁵⁾。また、「国民」とは「民族的表象（ethnic signification）」である⁽⁶⁾。「法と政治」に引照される「国家（state）」の概念とは次元を異にするものとされる（*PSOCL*, I, p. 4）⁽⁷⁾。

パーシエスの民族論に特徴的なことは、その構成要素に「理非」という規範意識の共通性が挙げられていることである。いわば人倫のない規範的意識の共通性が「民族」の、したがって、また地理的統一性を有する「国民」の構成要素とされていることである。さらには、「地理的統一体と民族的統一体とが照応する」とあるいは、ほぼ照応すると、まず間違いなく政治的に組織されて、ひとつの国家となる⁽⁸⁾。と指摘している（*PSOCL*, I, pp. 3-4）⁽⁹⁾。この限りでは、「民族」・「国民」・「国家」の歴史的一体性の把握にあるわけであるから、パーシエスの理解は少なくとも近代の「国民（的）国家」については妥当し得よう。だが、他方で、「人間性（human nature）」を「普遍的（universal）」側面と「個別的（particular）」側面に分け、前者が「国家」を、後者が「個人」を形成するとし、その二は、原初的「国家」（主観的国家（subjective state））の創造主体を「政治理念（political idea）」に求め、法や制度の歴史的展開は「政治理念」の客観化過程であるとしている（「主観的国家」の「客観的国家」化。 *PSOCL*, I, pp. 52, 63-4）⁽¹⁰⁾。この指摘は、人間性に内在的な「普遍性」に国家の「恒常性」を求めているだけに、あるいは、人間存在に在りて「国家」を不可避とするという理解にあるだけに、「国家」と「社会」との原理的区別の論理的説明に欠けざるを得ない。この点で、パーシエスは、「アナキー」の回避が社会的人間存在において不可欠であるとの、したがって、何らかの規範性の社会的共有を前提とせざるを得ないとの認識において、「国家」の所与性を前提とし、その歴史の展開は、「政治理念」の規範意識化を媒介とした「主観的国家」の「客観化」の過程であり、政治的理性の

+

+

「漸次的顕在化の所産」であると見なしていると考えられる。

バージェスは、さらに、国家起源論について論じ、「神学的 (theological)」、「社会契約的 (social compact)」、「歴史的 (historical)」説明に整理したうえで、神学的説明は、国家の発展過程に即してみると必ずしも歴史的説明と矛盾するものではないが、社会契約的国家論は「既に高度に発展した国家生命 (state-life)」を前提としているがゆえに、既存の国家形態の変化の説明ないし新しい領土における国家形態の移植の説明原理とはなり得ても、国家「起源」の説明とはなり得ず、「歴史的理論」が最も妥当な説明原理であるとする (PSOCL, I, pp. 60-63)。確かに、社会契約的国家論は国家の原初的起源論とはなり得ないし、歴史的説明が妥当であるとしても、バージェスの国家起源論が発生史的説明にはなく、また「国家」と「社会」との明示的区別にはないだけに、国家と社会の起源と形態の不明化をきたさざるを得ない。例えば、「神学的」国家は国家の歴史的形態であって、国家起源の説明とはなり得ないからである。バージェスのこうした「国家」把握は、次にみるように、その「国家」理解に発しているのである。

〈国家〉^{ステイト} バージェスの政治学の中心は民族型「国民国家 (national state)」論であり、そのアプローチは「ロイゼン」と「フライチユケを介してブルンチュリに負っている」⁽⁴⁾

ブルンチュリは「国家の理念 (Idee)」と「国家の概念 (Begriff)」に分け、前者は哲学的思弁に訴えて実現されるべき国家像であり、後者は現実国家の特徴と本質にかかわり、歴史に訴えて発見されるべき概念であるとしている。⁽⁵⁾この方法をバージェスも踏襲している。すなわち、定義を導く二つの様式として、「純粹哲学の過程」(理性の觀念)と「帰納的論理の過程」(理解ないし悟性の概念)を挙げ、「国家の理念は完全かつ完結的国家」であり、「国家の概念は展開過程にあり、完成に向かっている国家である」としている。また、「思弁的哲学」に訴えて「理念」を「概念の先導者」とすることによって、両者の統一を期し得るとし (PSOCL, I, pp. 49-50)。次のように続けている。

+

理念の視点からすると、国家とは組織的統一体と見なされた人類^{マインクレーツ}である。概念の視点からすると、組織的統一体と見なされた人類の特定部分である。また、理念の視点からすると、国家の領土的基礎は世界であり、統一性の原理は人間性である。さらには、概念の視点からすると、国家の領土的基礎は地上の特定部分であり、統一の原理は人間性と人間的必要の特定局面であり、人間性の発展の、いずれの局面にあっても、支配的で、いかんともしがたいものである。前者は完全な未来の現実国家である。後者は過去の、現在の、そして不完全な未来の現実国家である (PSOCL, I, p. 50)。

引用文にも明らかのように、バージェスは、国家の概念を、いわば「理念国家」と「概念国家」とに、つまり、純粹哲学によって得られる「国家」と帰納的論理ないし経験的検討によって得られる「国家」とに二分し、前者は思弁的理性の所産(論理の帰結)であり、後者は歴史過程における理念の現実化(経験的・歴史的事実)であるとし、分析と説明の対象を主として後者に、つまり「組織的統一体と見なされた人類の特定部分」に設定しつつも、「概念国家」と「理念国家」とは「思弁的哲学」をもって普遍的「世界国家 (world-state)」において総合されるものとしていいる。だからこそ、バージェスは、「理念国家」の展望において「国家とは歴史のひとつの所産であって、その確定の所産ではない」と断言し得たのである (PSOCL, I, p. 67)。

バージェスは、ヘーゲルにならって「人間性」の「普遍的側面への漸次的従属化」に国家の歴史的展開の契機を認め、「国家」の「究極的目的」を「人間理性の完全な展開」に、「人間の神格化 (apotheosis of man)」に求めている (PSOCL, I, p. 85)。だから、国家は「最高の実在 (highest entity)」であり、「国家の最高義務は、自らの存在をまた自らの健全な成長と発展を保守することにある」との認識に連なっているのである (PSOCL, I, pp. 43-4)。この文脈において、「国民国家」は、「民族」の近代の実現形態であり、普遍的意識の顕在化としての「世界国家」につながるものと位置付け、この歴史観において「国家」の目的を「国民性 (nationality) の完成」に求めつついるのである

(*PSOCL*, I, p. 86)。

こうしたバージェスの「国家観」にヘーゲルやフロンチュリの影響を認めることは容易である。というのも、ヘーゲルにあって「国家」とは「倫理的理念の現実性」であり、「実体的意志の現実性」であると、また、フロンチュリにあって「人倫的実体 (*sittliches Wesen*)」であり、「人倫的義務」を有するものとされているからである。⁽⁶⁾ だが、バージェスの国家論において注目しておくべきことは、国家と政府とを峻別すると共に、「国家意志」を国家主権の顕現と見なすことにより「国家」を「政府」の規制主体とし、自由の「源泉と保壁」と位置付けていることである。つまり、主権型国民国家を、いわばヘーゲルの「人倫 (*sittlichkeit*)」の現局面における表現形態であるとし、この「国家」をもって「政府」の絶対化の防波堤であるとの理解を導いているのである。この点は、「政府の背後に憲法が、憲法の背後に始原的主権国家が控え、この国家が政府と自由の基本構造を確定している」との指摘にも明らかである (*PSOCL*, I, p. 57)。⁷ この認識は次のようなバージェスの「国家」の属性の理解に発している。

バージェスは、アナキーとの対抗において「恒常性 (*permanency*)」を、また、国家内住民の無国家性と国家内国家の排除において「包括性 (*all-comprehensiveness*)」と「排他性 (*exclusiveness*)」を「主権 (*sovereignty*)」と並び「国家」の「固有の特徴」としている (*PSOCL*, I, pp. 52-53)。⁸ バージェスがとりわけ重視しているのは「主権 (*sovereignty*)」であり、これを定義して、「個別主体や主体の結合体のいずれを問わず、両者に対する始原的・絶対的・無制限的・普遍的権力」であると位置付けている (*PSOCL*, I, p. 52)。⁹ この「主権」規定からすると、バージェスは「国家」論にあっては、先の「領域性」と「住民」という要素と並んで「主権」が「国家」の不可欠の属性とされているわけであるから、その「国家」概念には、少なくとも、いわゆる「国家」の三要素が内包されていることになる。¹⁰

バージェスは「国家」に不可欠の属性として「主権」を挙げると共に、アリストテレスの国家形態分類を踏まえて、主権者の人数をもって君主制・貴族制・民主制の国家形態に分類し得るとしている (*PSOCL*, I, p. 81)。¹¹ だが、この分類は、ウィロビーも指摘しているように、⁽⁷⁾ バージェスの「概念国家」とは「人類の特定部分」である。また、主権が国家の不可欠の属性であると観念されている限り、国家主権の人格的主権化の論理が求められることになるが、その明示的論述にはない。これは有機体的国家観を背景とするものであるにせよ、少なくとも、同一空間レベルにおける社会的次元と政治的次元との区別と接合様式の説明が求められる問題でもある。

バージェスは、以上のように主権の国民国家概念を導出したうえで、「主権」を民族と国民の構成要素である「規範意識」に、つまり「共通意識」としての「国家意識 (*state consciousness*)」に結び付け、⁽⁸⁾ これは「近代国民国家」の主権的表現は「民衆主権 (*popular sovereignty*)」であり、これが「国民的国家意識 (*national state consciousness*)」であること、「憲法改正権 (*amending power*)」はその法的表現形態にほかならないと位置付けている (*PSOCL*, I, p. 54)。¹² 「民族」の構成要素のひとつである規範意識の共通性という契機は「国民的国家意識」とともに「民衆主権」と結び付いて、「民衆主権の国民国家」の概念が導出されることになる。この視点において、「所与の国家の住民大衆が理非について、また政府と自由について意見の一致を見ないあいだは、民主的国家は存在し得ない」との、あるいは、「民主的国家は国民国家であるはずである」と、国家住民が真に国民的意志をもつに至った国家は、必ずや、民主的国家にならざるを得ない」との判断が導かれるのである (*PSOCL*, I, pp. 81-82)。¹³

かくして、規範意識 (心理的契機)・国民 (民族的契機)・民衆主権 (政治的・法的契機)の複合的一体化のなかに「近代の国民的民衆国家」の歴史的「先導性」を認め、この国家をもって「最も完全かつ明確な主権的組織体である」と位置付けられることになる (*PSOCL*, I, pp. 55-56)。¹⁴ バージェスの政治学的論述の主たる対象が「都市国家

(city-state)』や「地域国家 (country-state)」、(ローマ帝国)ではなく、近代の「国民的地域国家 (national country-state)」の歴史的論述形態をとるの⁽⁸⁾は、同じした文脈においてのことである。だが、「国家意識」は規範意識の実践主体とはなり得ない。同じ「基本法 (憲法)」と「政府」が登場せざるを得ないことになる。この点で、パーシエスは、「国家目的」の実現に即して、その三段階を次のように説明している。

第一に政府と自由の組織化が求められることになるが、これは、最高度の個人的自由と矛盾することなく政府に最高度の権力を与えるためである。そのために、次いで、個別国家の国民的資質 (genius) の発展と完成が期され、慣習・法・制度に客観化されるべきものとなる。同じした視点が供されることによって、最終的には、世界の文明が全面的に検討・図示・精査を⁽⁹⁾れ、衆知されることになる。……この流れを逆転しようとする⁽⁹⁾と、部分的であれ全体的であれ、成功し得ないものである。政府よりもまず自由を、国民秩序よりも世界秩序を実現しようとする⁽⁹⁾と、この国家は、直ちに、解体とアナキの危機に瀕することになる。これでは、初めから、やじ直さざるを得ないことになり、自然と歴史の既定の方法と流れに即して対処しなければならぬことになる (PSCCL, I, p. 89)。

同じした歴史学的国家観にパーシエスの「自由主義国家」論の起点が存在しているのであるが、それが発展段階論と民族主義的政治資質論を基礎として⁽⁹⁾いるだけに、後に見るように、現局面における「国家」は「国民国家」段階であるとの認識とチュートン民族の「政治的資質」の一体的理解において、自由主義的「国民国家」論は「民族主義的・帝国主義的国家」論となつてあらわれ⁽⁹⁾る。

〈政府と自由〉 パーシエスは、「政府 (government)」とは「国家に於いて創造された機関」であること⁽⁹⁾、「国家」と「政府」との峻別の必要を繰り返して指摘すると共に⁽⁹⁾、「自由とは、政府と同様に、国家が創造したものにほかならぬ」と述べている (PSCCL, I, 88)。⁽⁹⁾したがって、「自由」とは人間存在に生得的権利ではなくて「国家」において

成立する理念にほかならず、その範囲は「文明」度に制約された相対的社會觀念にすぎず、この認識を欠くと「普遍性」は返き、「個人主義の野蠻 (barbarism of individualism)」が浮上する⁽⁹⁾ことになる⁽⁹⁾ (PSCCL, I, pp. 89, 177)。⁽⁹⁾同じした「自由」の歴史的制約性の觀念に保守的政治觀を読み取ることは容易なことである⁽⁹⁾が、社会における「自由」の有意性と「自由」に内在的なアナキとの原理的対立から、規範意識の共有を嚮導概念として、「自由」と「国家」とは相即的連関構造にあるとの理解が得られているのである。この点で『政治学と比較憲法』は次のように指摘している。

国家、つまり究極的主権者のみが個人の自由の構成要素を規定し、その範囲を定め、その享受を保護することができる。したがって、政府を創造・維持・破棄し得る権力に訴えて、個人は、この領域について政府から保護され、また、この権力に訴え、政府を介して、別のあらゆる侵害からも守られることになる。この権力自体に対抗する手段を個人が持ち合わせているわけではない (PSCCL, I, pp. 176-177)。

引用文からすると、「自由」は「国家」に於いて「国家」に帰着することになる。したがって、パーシエスにおける「自由」と「国家」との相即的理解にあつては、「自由」の内実規定と保全が「国家」に求められているわけであるから、あるいは「国家」において「自由」が実現すると理解されているわけであるから、「自由」は不断に「国家」に媒介されるを得ず、「最高の実在」論⁽⁹⁾、「自由主義的国家主義」と「国家主義的自由主義」の両面性を帯び得ることになる。また、「国家」と「政府」との峻別は理論的に至当であるとしても、両者の一体化の擬制メカニズムや「政府」による「国家」の凝集化と総括の機制が問われなければならないのであるが、「国家」の不可避と相対的無謬性および主権の至高性が前提とされているために (PSCCL, I, p. 57)、「自由権の侵害は「政府」の「国家意識」(主権意志)からの乖離に求めざるを得ないことになる。⁽¹⁰⁾かくして、パーシエスの行論は「自由権」の保守と「政府」の

規制メカニズムの模索において「政府」形態論に連なる。

バージェスは、「国家」の形態と同様に、「政府 (government)」形態も統治機構を構成している人々の人数に従って君主的・貴族的・民主的形態に分け得るとし、さらにには、(i)直接型 (immediate) と代表型 (representative) (ii)集権型 (consolidation) と分権型 (distribution) (iii)世襲型 (hereditary) と選出型 (elective) (iv)大統領型 (presidential) と議会型 (parliamentary) に分け得る (PSOCL, II, pp. 1-16)°

第一の直接型と代表型分類とは、国家が政府の機能を直接的に行使しているか、それとも統治権が国家とは別の組織体に委ねられているかによる分類とされ、したがって、直接型政府形態には国家の三形態に則した政府形態があり得ることとなるが、この形態は、直接民主的政府形態を含めて「専制的 (despotic)」形態とならざるを得ないとする。また、「代表型政府 (representative government)」を「専制的代表政府」と「立憲的 (constitutional) 代表政府」に分け、前者は国家権力の政府への全面的・無限定的委譲型政府であり、後者は政府権力の限定的委譲型政府であるとともに、カエサル主義 (caesarism) やボナパルティズムは民主的國家の君主的政府形態であるとし、「未成熟」型民主政にあつては、「人民の、人民のための、人民の最善の人々による」政治が、つまり「民主的國家における貴族的政府」が望ましいと位置付けている (PSOCL, II, p. 4)°

第二の政府形態分類は権力の配分様式に則した分類であると位置付け、(1)中央集権型 (centralized) と二元型 (dual)° および(2)統合型 (consolidated) と調整型 (coordinated) に分けられ得るとし、二元型は、さらに「連合政府と連邦政府に再分類され得るものとしている。また、(2)の形態は政府機構における集権型と分権内調整型に則した形態分類とされる。そして、第三の政府分類は政府権力の保持ないし就任形態に則した分類であり、第四の分類は立法部と行政部の関係に則した政府形態の分類であるとしている。

『政治学と比較憲法』は、以上のような國家と政府の形態分類を踏まえ、さらには、英米独仏の憲政と政府編成の比較検討にあつたうえで、「政治の世界」は「共和主義 (republicanism)」の趨勢にあるところとする (PSOCL, II, p. 38)° また、アメリカ合衆國の政府形態を「権力の制限された (limited) 民主的代議政府」であり、連邦型・選挙型・調整型・大統領型の特徴にあるとの結論を導くと共に、この形態の先駆性を指摘している (PSOCL, II, pp. 17-21, 39-40; *Reconciliation*, p. 379)° したがつた政府形態の比較検討も、バージェスの歴史観と結合し、次にみるように、「ユートピア主義の明白な使命」 (PSOCL, I, p. 47) 論に接点があるところとなる。また、その意識に於いて

(一) *Political Science and Comparative Constitutional Law* (以下、*PSOCL* と略記) 2 vols., Ginn & Company, 1891. 本書の書評とこの序文が *Annals of the American Academy of Political and Social Sciences*, I, 1891, pp. 681-85; *Westminster Review* 133, 1891, pp. 541-46; *English Historical Review* 7, 1892, pp. 388-92; *New Englander and Yale Review* 54, 1891, pp. 471-86. など、この序文はプリンストン大学の教授論である。たう、ルンンは本文の批判的書評を寄せ、バージェスにおいて、「論理の方法」としての法學と「生命 (life) の解釈の方法」としての政治學の区別を分け、したがって、論理的分析 (演義) とは秀でていて、歴史解釈 (編纂) の方法の優位は強きが認められると指摘している。° “A System of Political Science and Constitutional Law.” *Atlantic Monthly* 67, 1891, pp. 694-99 (reprinted in R. S. Baker and W. Dodd, eds., *The Papers of Woodrow Wilson*, vol. I, pp. 187-98, Harper & Bros., 1925). 他、*「フ・バーナム」* 論は『政治學と比較憲法』と書誌を併せて、バーナムの形而上學的國家観を構成している「意識」の概念が彼の國家論と交渉したところの位置を占めている (The Nation 53, no. 1369, 1891, pp. 240-41)°

(二) Bernard Edwin Brown, *American Conservatives: The Political Thought of Francis Lieber and John W. Burgess*, Columbia University Press, 1951, reprinted 1967, AMS Press Inc. p. 120; W. W. Willoughby, “The Political Theories of Professor John W. Burgess,” *Yale Review* 17, May 1908, p. 64. ルンンはこの『一般國家論 (Allgemeine Staatslehre)』の訳語を採り、° *The Theory of the State*, translated by D. G. Ritchie, P. E. Matheson and R. Lodge, Clarendon Press, 1885; reprinted 1971, Books for Libraries Press. 邦訳版では、邦訳「國家論 (Staatswissenschaft)」と「政治學 (Political Science)」の訳語が採り、邦訳「政治學」は「國家 (Staat)」の「基礎 (Grundlagen)」・「本質 (Wesen)」・「バージェスの政治論 (中巻)」 一三四七 (七六)

(Wesen)・「現象形態 (Erscheinungsformen)」・「展開」の科学であり、「国法 (Staatsrecht, Public Law)」や「政治 (Politik, Politics)」があり、国家の編成と存続条件および国家の生命と行為からなる「人倫的美体 (Gehalt)」を対象とするところにある (pp. 1-3)。また、ウィロウビーは『政治学と比較憲法』のなかで比較憲法論に割かれていることをまっとう、パージエスは「政治理論家というより、憲法学者と呼ぶにふさわしい」な位置に立つこと (Willoughby: *op. cit.*, 1908, p. 83)。なかで、ハイムは「国家学 (Staatslehre)」は、イェリネク (Georg Jellinek, 1851-1911) の『一般国家学 (Allgemeine Staatslehre, 1900)』(註語ほか訳、学陽書房、一九七四年)に至って、「国家」は「根源的支配権を備え、一定の土地に定着している人間の団体の単一体である」(国家三要素説)とされるところに、新カント派の「二元的構成において「国家両面説 (Zweiseitenstheorie)」から法学的国家概念と社会学的国家概念との峻別が起り、前者がケルゼンの純粋法学に、後者はハラーの国家学に継承されたのである (『政治学事典』、平凡社、一九五四年、三八―三九頁)。

(3) 「人種」の共通性を「国民」の構成要素から除外し、「理性的・民族的」共通性が挙げられていることからみて、「レイス」と「エスニシム」を区別する「したがって」「国民国家」は、多民族から構成されるものではない。また、北アメリカに認められるものは、「ネーション」は地理的分離を伴う複数の「国家」を構成し得るものではない。

(4) パージエスの国家観批判については次を参照のこと。 Bernard Chik, *The American Science of Politics: Its Origins and Conditions*, University of California Press, 1964, pp. 97-99 (内山・梅垣・小野訳『現代政治学の系譜——アメリカの政治科学』、時潮社、一六四―一六八頁) Daniel T. Rodgers, *Contested Truths: Keywords in American Politics since Independence*, Basic Books, 1987, pp. 164-65.

(5) J. K. Blumnschi, *op. cit.*, 1971, pp. 15, 26.

(6) 藤野・赤澤訳『法の哲学』、『ヘーゲル〈世界の名著〉』、中央公論社、一九七七年、四七八、四七九頁。 J. K. Blumnschi, *op. cit.*, 1971, p. 2.

(7) W. W. Willoughby, *op. cit.*, 1908, p. 75.

(8) *AHR* 2, 1897, p. 403.

(9) John W. Burgess, *The Reconciliation of Government with Liberty* (訳注『Reconciliation』、註記) Charles Scribner's Sons, 1915, p. 98; *id.*, *The Sanctity of Law: Wherein Does It Consist?*, Ginn and Company, 1927.

(10) この視点において「不可譲の自然権」は「全く非実践的で不毛な」「非科学的と錯誤に満ち、かつ有害である」と指摘している (PSCL, I, 88, 175-76)。

- (11) パージエスが「個人的免除権 (individual immunity)」を挙げているのは (i) 財産権 (ii) 身体的自由権 (iii) 精神ないし思想と表現の自由権である (*Recent Changes in American Constitutional Theory*, Columbia University Press, 1923, p. 19)。
- (12) 普選の制度化以降、「代議制政府 (統治) (representative government)」は人民の代議を意味するものになるが、パージエスにおいては「政府」とは人民主権型国家を含めて「国家」主権の代議機関を意味している。
- (13) 連合型システムにおいては、「幾つかの国家、同数の地方政府、ひとつの中央政府」からなるのに対し、連邦型システムにおいては、「ひとつの国家、ひとつの中央政府、幾つかの地方政府」からなるものとする (PSCL, II, p. 6)。したがって、アメリカ合衆国というひとつの国家にあって、全統治システムが連邦型の形態にあることを明確にしている。

(三) 民族主義的国家観

パージエスは、『統治と自由との調和』の冒頭において次のように指摘している。

アジアの特質は政治的であるというより宗教的なことに、他方で、ヨーロッパの特質はすべて政治的なことに求められる。……殆どすべてのアジア国家は神権政治ないし神権型原理を基礎とした専制政治 (despotism) である。……したがって、国家は統治のために自由を犠牲にしており、統治と自由との調和という問題が存在するという明確な認識すらない (Reconciliation, p. 1)。

パージエスは、国家と政府の形態に異同はあれ、とりわけ英米独のチュートン系民族に (1) 「個人の価値と個人権」の尊重、(2) 「地方自治の原則」、(3) 「国民国家」を基礎とした民主的制度、(4) 文明と文化の高さ、この点で高い「倫理的・政治的合意」が認められるとし、「チュートン民族の政治的資質」が近代の「国民的民衆国家」の成立を導いたとしている。すなわち、『政治学と比較憲法』は、近代ヨーロッパと北アメリカの諸民族の基盤となった「主要人種」として、ギリシア・ラテン・ケルト・スラブ・チュートンの人種を挙げ、各人種の「政治心理」を歴史的に辿り (PSCL, I, pp. 30-37)、次のように指摘している。

国民国家は、したがって、世界がこれまで生み出した政治組織の全ての問題の最も近代的で最も完全な帰結である。またそれがチュートンの政治資質から生まれたものであるという事実は、チュートン諸国民がすべて、政治的諸国民であることを示すものであり、世界の経済にあって、諸国家の成立と行政の指導力を担い得ることを裏書きするものである（*PSOCL*, 1, 39）。

かくして、パーシエスの「民衆的国民国家」論は、チュートン民族を、いわば「規範民族（Normal Volk）」（*G・フイヒチ*）と位置付け、その「政治資質」による「文明化」の枠内に限定しながらも、帝国主義的植民地政策の正当化論を導いている。⁽³⁾この点で、『政治学と比較憲法』は次のように指摘している。

野蛮（Barbarism）状態には人権など存在しない。文明諸国家は未開住民に対して要求と義務を負っている。つまり、文明化されるべきことを求めるべきである。自ら文明化し得ないのであれば、自らのために、これをなし得る列強（powers）に服すべきである。文明国家は組織化を課すに強力（force）の行使にまわる行動を正当に行使し得る。野蛮住民がこれに強力に抵抗するのであれば、文明国はその居住地を清め、文明人の住処とする⁽⁴⁾ことができる（*PSOCL*, 1, p. 46）。

「歴史」とは「人間精神」の「自己展開」であるとするパーシエスの歴史観は「概念国家」としての「国民国家」に近代国家と近代的政治体制の顕現形態を認め、「理念国家」の展望において、チュートン民族の「植民地政策」をもって「世界を政治的に組織する」必要があるとの認識に連なっているの**である**（*PSOCL*, 1, pp. 45-48）。

だが、こうした発想はパーシエスに限られるものではなくて、ブルンチュリも「アリア精神」に「国家と法の理念」を認め、「その他の人類を教化すること」に歴史的使命を求めているし、ヘーゲルにあっても、その歴史哲学においてゲルマン民族が歴史の目的に沿つものであると認識されているのである。⁽⁴⁾この点で、パーシエスも同様の民族主義的歴史観において、「*グライツ*は、*英国*（Great Britain）が合衆国の母国である⁽⁵⁾」*英国の母国*」である⁽⁶⁾と

+

このチュートン系民族にあって、国民国家を基礎に個人権と自由の観念や地方自治（local self-government）の制度と民主化を、さらには「文明化」をみたしている。⁽⁵⁾後年、パーシエスは、『政治学と比較憲法』の執筆主旨を説明して、「国民国家が、つまり自覚的民主政が政治史の究極目標（ultima thule）であることを明らかにすると共に、⁽⁶⁾今や、チュートン型体制を未組織で無秩序な、あるいは粗野な人々に、彼らの文明化のために課すことを、また世界社会に組み入れることを正統化するものである」と述べている（*Reminiscences*, p. 254）。

以上のように、パーシエスの民族主義的国民国家論は、「概念国家」の現状認識と「理念国家」の模索と展望において、チュートン系民族の歴史的「使命」論に連なっているのである。こうした国家論は、ドイツ的歴史認識を背景としているだけでなく、この局面においてアメリカ思想の転換を呼んだとされる「進化論的自然主義（evolutionary naturalism）」も大きく影を落としているとされる。⁽⁶⁾

パーシエスの政治論は、「国家」と「政府」との峻別論に立ち、「国家」に「自由」の「保壁」を、あるいは「自由」の実現を「国家」に求めるものであるだけに、世紀転換期から第一次世界大戦の終了期にかけての現実のアメリカ政治の展開に即してパーシエスの所論を辿ってみると、「国家主義的自由主義」の理念とアメリカにおける「自由主義国家」の歴史的・相対的自己完結性の認識において、その行論は思いの外に極めて批判的展開をみせるのであるが、この点はアメリカ政治史の現実を踏まえて明らかにしなければならない。また、パーシエス政治論のアメリカ政治学に占める学史的位置的論述も求められるが、この作業は別稿に譲ることにする。

(1) 「明治憲法」下の日本⁽¹⁾の政治は「帝國的専制（imperial autocracy）」であり、「皇帝のための法・法令・統治行政の完全な体系」である⁽²⁾位置づけられる（*PSOCL*, II, p. 12）。

(2) John W. Burgess, “German, Great Britain and the United States,” *Political Science Quarterly*（*政治学季報*）19, no. 1, March 1904, シモン・W・パーシエスの政治論（中谷） 一三五二（一三三二）

+

- pp. 1-19.
- (3) J. W. Burgess, "The Recent Pseudo-Monroism," *ESQ* 11, no. 1, March 1896, pp. 44-67. 同様に、H. B. マンタスは中央ヨーロッパの露民主義的起源を求め、ドイツ人民がもつてイギリスとアメリカに伝播したと、その形跡をヨーロッパのタウンゼンタッキー山地住民などに述べている。だが、一八九三年の「アメリカ歴史学会」で、ターナー(Frederick Jackson Turner, 1861-1932) が「アメリカ史におけるフロンティアの意義」(The significance of the frontier in American history)においてアメリカ西部の歴史的作用を強調し、こつたアメリカ民主政のヨーロッパ起源説は批判されることとなる。
- (4) Jürgen Herbst, *op. cit.*, 1965, pp. 120-21. 一九〇二年夏に、ハーシュスはローマ史の泰キムセン(Theodore Mommsen, 1817-1903)に会見した折りに、モムセンは、独英米の主題キューン三民族の友好と相互理解が世界の文明化に決定的位置にあり、折に触れて、この教義を広めることを勧めたことがある。次を参照。J. W. Burgess, *op. cit.*, March 1904, p. 1.
- (5) *Ibid.*, pp. 3-6.
- (6) Georg G. Jagers, *The German Conception of History: The National Tradition of Historical Thought from Herder to the Present*, Wesleyan University Press, 1968; Paul F. Boller, Jr., *American Thought in Transition: The Impact of Evolutionary Naturalism, 1865-1900*, Texas Christian University, 1981, pp. 214-15. 上の通り、日本では、西欧諸国に比肩し得る国家形成を目指した段階から、田清・田健の国戦争論のなかで、帝国主義列強に伍する国家へと変貌しつつある局面を迎えている。